

平成25年12月9日

宮城県気仙沼土木事務所長 殿

小泉海岸及び津谷川の災害復旧事業を学び合う会  
会 長 阿 部 正 一

中島（小泉）海岸及び津谷川・外尾川の災害復旧事業について（要望）

東日本大震災に係る小泉地域の災害復旧事業につきましては、日頃から何かと御配意を賜り御礼申し上げます。

さて、去る11月27日（水）小泉小学校で行われました、標記事業の説明会の結果に基づき、私たちは小泉地域のより良い災害復旧事業を実現するため、別紙添付した会則のとおり「小泉海岸及び津谷川の災害復旧事業を学び合う会」を設立致しました。

したがいましては、下記のとおり要望致しますので、ご回答をお願いします。

#### 記

- 1、津谷川右岸・外尾川下流に広がっている干潟地域の事業方法はどのような工事計画内容になるのか示して下さい。  
（地域では動植物の生息の貴重な資源区域として保全活用できるよう配慮すべきと考えます。）
- 2、中島（小泉）海岸の防潮堤は、巨大な構築物を地質の不安定な場所に設置することについて、多くの疑問と様々な不安要素があります。  
したがって、日本土木学会やより多くの専門家・研究者の意見をとり入れ、将来に悔いのない施工の方法で実施されますよう強く望みます。  
（地域の自然や社会の条件にあわせ、自然地形を活用した事業方法の検討が必要と考えます。）
- 3、今後、事業を進めるにあたり地域民をはじめ各関係団体関係者の意見を十分に取り入れるように配慮して下さい。

以上要望致しますので12月20日まで回答求めます。

# 小泉海岸及び津谷川の災害復旧事業を学び合う会 会則

## 第1条 (名称)

本会は「小泉海岸及び津谷川の災害復旧事業を学び合う会」と称する。

## 第2条 (目的)

本会は小泉海岸及び津谷川の災害復旧事業が実施されるにあたり、誰もが住みたいと思い、世界に誇れる小泉地域の復旧・復興を実現することを目的とする。

## 第3条 (事務所)

本会の事務所は小泉地域内に置く。

## 第4条 (組織)

本会は目的に賛同する会員並びに各団体の代表者をもって組織する。

## 第5条 (事業)

本会はより広く、多くの意見が反映されることによって、地域環境に適した方法で、小泉海岸及び津谷川の災害復旧事業が施工されることを求め、その目的を達成するため各種研究会・研修会等の必要な事業を行う。

## 第6条 (会議)

本会は必要に応じ全体会議（総会）並びに役員会を開催する。

## 第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・常任幹事 若干名
- ・事務局長 1名 ・事務局次長 若干名

## 第8条 (役員を選任)

役員は会員の中から選任する。

## 第9条 (役員職務)

会長は会を代表し、その運営にあたる。

副会長は会長を補佐し、会長不在のときは順次その職務を代行する。

常任幹事、事務局長、事務局次長は会長の命を受けて会務を処理する。

## 第10条 (顧問・相談役・学識専門員アドバイザーの委嘱)

本会に顧問・相談役並びに学識専門アドバイザーを置くことができ、役員会の議を経て会長が委嘱する。

顧問・相談役並びに学識専門アドバイザーは会長の諮問に応じ意見を述べる。

## 第11条 (経費)

本会の経費は、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第 12 条 (会計年度)

本会の会計は、毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わる。

第 13 条 (その他)

本会の運営に関し、本会則に定めのない事項は役員会で決定する。

附 則

1、この会則は平成 25 年 12 月 8 日から施行する。